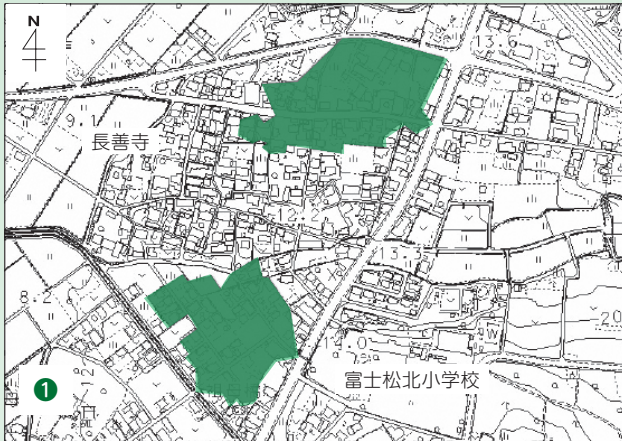


つなごう! 下水道

下水道供用開始区域が広がりました

問 下水道課 (☎62-1029)

4月1日から新たに次の区域で下水道が使用できるようになりました。該当する区域にお住まいの人は、下水道整備費の一部を受益者負担金として納めていただきます。



①井ヶ谷町(沢渡の一部、戌沼の一部)、西境町(前山の一部)、東境町(奥町屋の一部)



②半城土町(山ノ腰の一部)

下水道の役割

■生活環境の改善

汚水を排除し、ハエ・蚊・悪臭の発生源をなくします。また、くみ取り便所が水洗化されることにより衛生的な生活ができます。

■公共用水域の水質保全

汚水を終末処理場に集め、きれいな水にして、逢妻川と猿渡川の合流点から衣浦湾へ放流し、自然環境を保ちます。

■浸水の防除

川や水路と同じように、雨水を速やかに排除し、浸水の被害から私たちの生活を守ります。



●下水道への接続のお願い

下水道整備の目的を達成するには、下水道を利用可能な地区の皆さんの協力が必要です。未接続の人は早急に接続をお願いします。

●工事は指定工事店へ

下水道への接続工事は、刈谷市排水設備工事指定工事店へ直接申し込んでください。工事店が見積りや市への申請手続きを行います。

●下水道使用料について

下水道への接続が完了すると下水道使用料を納めていただきます。これは、生活排水やし尿などを処理するための下水道施設の維持管理費用などに充てるためのものです。

下水道に関する補助制度を活用してください

◆水洗化促進補助制度

対 下水道供用開始の日から3年以内に対象工事を実施し検査に合格した人、新たに家を建てる人

¥ 2万円

◆水洗便所改造資金の融資あっせん制度

対 下水道供用開始の日から3年以内に改造工事を行う人

¥ 原則50万円以内

※市が指定する金融機関の市内支店 ※利子は市が負担します。

※排水設備工事の申請と同時に申込手続きをしてください。

※契約時に同行できる連帯保証人が1人必要です。

※金融機関の審査があり、融資を受けられない場合もあります。

◆雨水貯留浸透施設設置事業補助制度

下水道への接続に伴い、不用となる浄化槽およびくみ取り便所の便槽を雨水貯留施設に転用する工事費の一部を補助します。

※下水道への接続工事の申請に併せて申込手続きをしてください。

問 ▶浄化槽からの転用…下水道課(☎62-1029)

▶雨水貯留全般…雨水対策課(☎62-1066)

井戸使用の変更について

井戸のみまたは水道と井戸を併用して下水道を使用している人で、井戸を廃止した人または使用人数が変更になった人は届出をしてください。



上水道・下水道調査にご注意

市では、販売や宅内工事を目的とした調査の委託は行っていません。浄水器の販売や管の調査を装った訪問などに注意してください。



問 ▶上水道…水道課(☎62-1028)

▶下水道…下水道課(☎62-1029)